

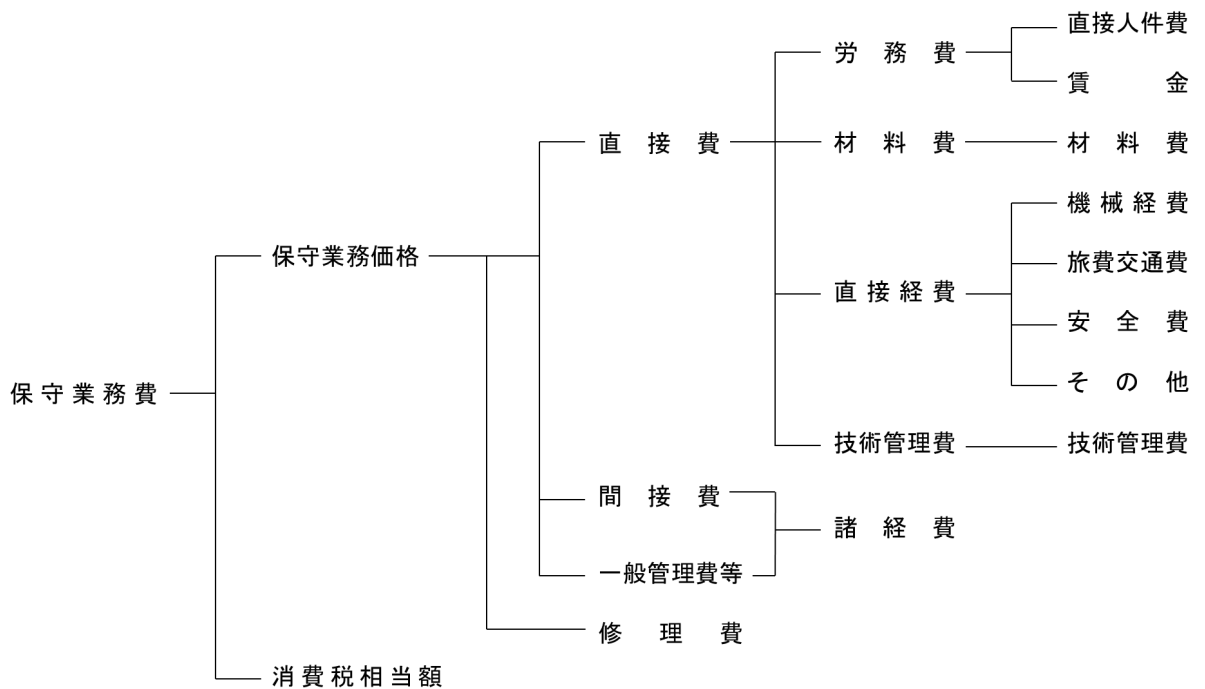
電気通信施設保守業務積算基準（案）

1 適用範囲

国土交通省の所掌事務に係る国の直轄事業(官庁営繕部、都市局、水管理・国土保全局及び道路局の所掌に属するものに限る。)に係る電気通信施設の保守業務(別途保守基準等に定められた保守周期に基づいて保守を行い、各種施設の運用状態を報告するとともに、設備障害時には機能・性能を復旧・回復し、故障原因等を含め当該作業内容を報告する業務。以下「保守業務」という。)の費用を算定する場合は、この基準に定めるところによる。

2 保守業務費の構成

保守業務費の構成は、以下のとおりとする。



2-1 直接費

直接費は、次の項目について計上する。

(1) 労務費

(イ) 直接人件費

当該保守業務に従事する保守技術者・保守技術員の人件費で、その基準日額は別に定めるところによる。

(ロ) 賃金

当該保守業務に従事するのに要する直接人件費以外の労務費用である。

(2) 材料費

当該保守業務を実施するのに要する材料の費用である。

(3) 直接経費

(イ) 機械経費

当該保守業務を実施するのに要する測定機器等の費用である。

その算定は、別に定められた「請負工事機械経費積算要領」に準ずる。なお、運転時間外の機械の確保が必要な場合は、設計変更により精算計上できるものとする。

(ロ) 旅費交通費

当該保守業務を実施するのに要する保守技術者、保守技術員の旅費交通費である。

その算定は、「国家公務員等の旅費に関する法律」、「国土交通省所管旅費取扱規則」及び、「国土交通省日額旅費支給規則」に準ずる。

日当、普通日額旅費及び滞在日額旅費の積算は、消費税及び地方消費税抜きの金額で計上するものとする。

(ハ) 安全費

当該保守業務における安全対策に要する費用である。

(ニ) その他

人員輸送、機材運搬、交通規制、及び当該保守業務を実施するのに必要な仮設備等に要する費用とする。

その算定は、積み上げ計上とする。

(4) 技術管理費

当該保守業務を実施するのに要する技術管理の費用である。

2-2 間接費

作業管理部門で必要とする経費であり、直接費で積算された以外の費目とし、一般管理費等と合わせて諸経費として計上する。

2-3 一般管理費等

一般管理費及び付加利益よりなり、間接費と合わせて諸経費として計上する。

(1) 一般管理費

一般管理費は、保守業務を実施する企業の本店及び支店における経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含む。

(2) 付加利益

付加利益は、保守業務を実施する企業を継続的に運営するのに要する費用であって、法人

税、地方税、株主配当金、内部留保金、支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外経費等を含む。

2-4 修理費

当該保守業務における設備の修理に要する費用である。

その算定は、積み上げ計上（労務費、材料費、直接経費、技術管理費（報告書含む）、諸経費を含む）とする。

2-5 消費税相当額

消費税相当額は、消費税及び地方消費税相当分を積算するものとする。

2-6 保守業務費の積算方式

(1) 保守業務費

保守業務費は、次式によって積算する。

$$\begin{aligned}\text{保守業務費} &= (\text{直接費}) + (\text{間接費}) + (\text{一般管理費等}) + (\text{修理費}) + (\text{消費税相当額}) \\ &= (\text{直接費}) + (\text{諸経費}) + (\text{修理費}) + (\text{消費税相当額}) \\ &= (\text{直接費}) \times \{1 + (\text{諸経費率})\} + (\text{修理費}) + (\text{保守業務価格} \times \text{消費税率})\end{aligned}$$

(2) 諸経費

諸経費は、別表第1又は別表第2により直接費毎に求められた諸経費率を当該直接費に乗じて得た額とする。

2-7 材料費等の価格等の扱い

保守業務価格に係る各費目の積算に使用する材料等の価格等は、消費税及び地方消費税相当分を含まないものとする。

3 標準歩掛

標準歩掛は、別紙「電気通信施設点検業務標準歩掛表」によるものとする。

別表第1

(1) 諸経费率標準値

直接費	50万円以下	50万円を超え 1億円以下		1億円を 超えるもの
適用区分等	下記の率とする	(2)の算定式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
		A	b	
率又は変数値	75.1%	162.23	-0.1239	39.0%

(2) 算出式

$$Z = A \times \left(\frac{X}{1,000} \right)^b$$

Z : 諸経费率(単位:%)

X : 直接費 (単位:円)

A, b; 変数値

ただし、諸経费率の値は、小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下1位止めとする。

$$y = X \times \frac{Z}{100}$$

y : 諸経費 (単位:円)

別表第2

保守業務諸経费率早見表

A=	b=
162.23	-0.1239

直 接 費		諸経费率 (%)	
(千円)より	(千円)まで		
0	～	503	75.1
504	～	508	75.0
509	～	514	74.9
515	～	520	74.8
521	～	525	74.7
526	～	531	74.6
532	～	537	74.5
538	～	543	74.4
544	～	549	74.3
550	～	555	74.2
556	～	561	74.1
562	～	567	74.0
568	～	573	73.9
574	～	579	73.8
580	～	586	73.7
587	～	592	73.6
593	～	599	73.5
600	～	605	73.4
606	～	612	73.3
613	～	619	73.2
620	～	626	73.1
627	～	633	73.0
634	～	640	72.9
641	～	647	72.8
648	～	654	72.7
655	～	661	72.6
662	～	669	72.5
670	～	676	72.4
677	～	684	72.3
685	～	692	72.2
693	～	699	72.1
700	～	707	72.0
708	～	715	71.9
716	～	723	71.8
724	～	732	71.7
733	～	740	71.6
741	～	748	71.5
749	～	757	71.4
758	～	765	71.3
766	～	774	71.2
775	～	783	71.1
784	～	792	71.0
793	～	801	70.9
802	～	810	70.8
811	～	819	70.7
820	～	829	70.6
830	～	838	70.5

別表第2

保守業務諸経费率早見表

A=	b=
162.23	-0.1239

直 接 費			諸経费率 (%)
(千円)より	～	(千円)まで	
839	～	848	70.4
849	～	858	70.3
859	～	868	70.2
869	～	878	70.1
879	～	888	70.0
889	～	898	69.9
899	～	909	69.8
910	～	919	69.7
920	～	930	69.6
931	～	941	69.5
942	～	952	69.4
953	～	963	69.3
964	～	975	69.2
976	～	986	69.1
987	～	998	69.0
999	～	1,009	68.9
1,010	～	1,021	68.8
1,022	～	1,033	68.7
1,034	～	1,046	68.6
1,047	～	1,058	68.5
1,059	～	1,071	68.4
1,072	～	1,083	68.3
1,084	～	1,096	68.2
1,097	～	1,109	68.1
1,110	～	1,122	68.0
1,123	～	1,136	67.9
1,137	～	1,150	67.8
1,151	～	1,163	67.7
1,164	～	1,177	67.6
1,178	～	1,191	67.5
1,192	～	1,206	67.4
1,207	～	1,220	67.3
1,221	～	1,235	67.2
1,236	～	1,250	67.1
1,251	～	1,265	67.0
1,266	～	1,281	66.9
1,282	～	1,296	66.8
1,297	～	1,312	66.7
1,313	～	1,328	66.6
1,329	～	1,344	66.5
1,345	～	1,361	66.4
1,362	～	1,377	66.3
1,378	～	1,394	66.2
1,395	～	1,411	66.1
1,412	～	1,429	66.0
1,430	～	1,446	65.9
1,447	～	1,464	65.8
1,465	～	1,482	65.7

別表第2

保守業務諸経费率早見表

A=	b=
162.23	-0.1239

直 接 費			諸経费率 (%)
(千円)より	～	(千円)まで	
1,483	～	1,501	65.6
1,502	～	1,519	65.5
1,520	～	1,538	65.4
1,539	～	1,557	65.3
1,558	～	1,577	65.2
1,578	～	1,596	65.1
1,597	～	1,616	65.0
1,617	～	1,637	64.9
1,638	～	1,657	64.8
1,658	～	1,678	64.7
1,679	～	1,699	64.6
1,700	～	1,720	64.5
1,721	～	1,742	64.4
1,743	～	1,764	64.3
1,765	～	1,786	64.2
1,787	～	1,809	64.1
1,810	～	1,832	64.0
1,833	～	1,855	63.9
1,856	～	1,879	63.8
1,880	～	1,903	63.7
1,904	～	1,927	63.6
1,928	～	1,952	63.5
1,953	～	1,977	63.4
1,978	～	2,002	63.3
2,003	～	2,028	63.2
2,029	～	2,054	63.1
2,055	～	2,081	63.0
2,082	～	2,107	62.9
2,108	～	2,135	62.8
2,136	～	2,162	62.7
2,163	～	2,190	62.6
2,191	～	2,219	62.5
2,220	～	2,248	62.4
2,249	～	2,277	62.3
2,278	～	2,307	62.2
2,308	～	2,337	62.1
2,338	～	2,368	62.0
2,369	～	2,399	61.9
2,400	～	2,430	61.8
2,431	～	2,462	61.7
2,463	～	2,495	61.6
2,496	～	2,528	61.5
2,529	～	2,561	61.4
2,562	～	2,595	61.3
2,596	～	2,630	61.2
2,631	～	2,665	61.1
2,666	～	2,700	61.0
2,701	～	2,736	60.9

別表第2

保守業務諸経费率早見表

A=	b=
162.23	-0.1239

直 接 費			諸経费率 (%)
(千円)より	～	(千円)まで	
2,737	～	2,773	60.8
2,774	～	2,810	60.7
2,811	～	2,847	60.6
2,848	～	2,886	60.5
2,887	～	2,925	60.4
2,926	～	2,964	60.3
2,965	～	3,004	60.2
3,005	～	3,045	60.1
3,046	～	3,086	60.0
3,087	～	3,128	59.9
3,129	～	3,170	59.8
3,171	～	3,213	59.7
3,214	～	3,257	59.6
3,258	～	3,302	59.5
3,303	～	3,347	59.4
3,348	～	3,393	59.3
3,394	～	3,439	59.2
3,440	～	3,487	59.1
3,488	～	3,535	59.0
3,536	～	3,583	58.9
3,584	～	3,633	58.8
3,634	～	3,683	58.7
3,684	～	3,734	58.6
3,735	～	3,786	58.5
3,787	～	3,839	58.4
3,840	～	3,892	58.3
3,893	～	3,947	58.2
3,948	～	4,002	58.1
4,003	～	4,058	58.0
4,059	～	4,115	57.9
4,116	～	4,173	57.8
4,174	～	4,232	57.7
4,233	～	4,291	57.6
4,292	～	4,352	57.5
4,353	～	4,414	57.4
4,415	～	4,476	57.3
4,477	～	4,540	57.2
4,541	～	4,605	57.1
4,606	～	4,670	57.0
4,671	～	4,737	56.9
4,738	～	4,805	56.8
4,806	～	4,874	56.7
4,875	～	4,944	56.6
4,945	～	5,015	56.5
5,016	～	5,087	56.4
5,088	～	5,161	56.3
5,162	～	5,235	56.2
5,236	～	5,311	56.1

別表第2

保守業務諸経费率早見表

A=	b=
162.23	-0.1239

直接費		諸経费率 (%)	
(千円)より	(千円)まで		
5,312	～	5,388	56.0
5,389	～	5,467	55.9
5,468	～	5,546	55.8
5,547	～	5,627	55.7
5,628	～	5,709	55.6
5,710	～	5,793	55.5
5,794	～	5,878	55.4
5,879	～	5,965	55.3
5,966	～	6,052	55.2
6,053	～	6,142	55.1
6,143	～	6,233	55.0
6,234	～	6,325	54.9
6,326	～	6,419	54.8
6,420	～	6,514	54.7
6,515	～	6,611	54.6
6,612	～	6,710	54.5
6,711	～	6,810	54.4
6,811	～	6,912	54.3
6,913	～	7,016	54.2
7,017	～	7,121	54.1
7,122	～	7,228	54.0
7,229	～	7,338	53.9
7,339	～	7,448	53.8
7,449	～	7,561	53.7
7,562	～	7,676	53.6
7,677	～	7,793	53.5
7,794	～	7,911	53.4
7,912	～	8,032	53.3
8,033	～	8,155	53.2
8,156	～	8,280	53.1
8,281	～	8,407	53.0
8,408	～	8,536	52.9
8,537	～	8,668	52.8
8,669	～	8,801	52.7
8,802	～	8,937	52.6
8,938	～	9,076	52.5
9,077	～	9,217	52.4
9,218	～	9,360	52.3
9,361	～	9,506	52.2
9,507	～	9,654	52.1
9,655	～	9,805	52.0
9,806	～	9,959	51.9
9,960	～	10,116	51.8
10,117	～	10,275	51.7
10,276	～	10,437	51.6
10,438	～	10,602	51.5
10,603	～	10,769	51.4
10,770	～	10,940	51.3

別表第2

保守業務諸経费率早見表

A=	b=
162.23	-0.1239

直 接 費			諸経费率 (%)
(千円)より	～	(千円)まで	
10,941	～	11,114	51.2
11,115	～	11,291	51.1
11,292	～	11,471	51.0
11,472	～	11,654	50.9
11,655	～	11,841	50.8
11,842	～	12,031	50.7
12,032	～	12,224	50.6
12,225	～	12,421	50.5
12,422	～	12,622	50.4
12,623	～	12,826	50.3
12,827	～	13,034	50.2
13,035	～	13,246	50.1
13,247	～	13,461	50.0
13,462	～	13,681	49.9
13,682	～	13,904	49.8
13,905	～	14,132	49.7
14,133	～	14,364	49.6
14,365	～	14,600	49.5
14,601	～	14,840	49.4
14,841	～	15,085	49.3
15,086	～	15,335	49.2
15,336	～	15,589	49.1
15,590	～	15,848	49.0
15,849	～	16,112	48.9
16,113	～	16,380	48.8
16,381	～	16,654	48.7
16,655	～	16,933	48.6
16,934	～	17,217	48.5
17,218	～	17,507	48.4
17,508	～	17,802	48.3
17,803	～	18,102	48.2
18,103	～	18,409	48.1
18,410	～	18,721	48.0
18,722	～	19,039	47.9
19,040	～	19,363	47.8
19,364	～	19,694	47.7
19,695	～	20,030	47.6
20,031	～	20,374	47.5
20,375	～	20,724	47.4
20,725	～	21,080	47.3
21,081	～	21,444	47.2
21,445	～	21,814	47.1
21,815	～	22,192	47.0
22,193	～	22,577	46.9
22,578	～	22,970	46.8
22,971	～	23,371	46.7
23,372	～	23,779	46.6
23,780	～	24,195	46.5

別表第2

保守業務諸経费率早見表

A=	b=
162.23	-0.1239

直 接 費			諸経费率 (%)
(千円)より		(千円)まで	
24,196	～	24,620	46.4
24,621	～	25,053	46.3
25,054	～	25,494	46.2
25,495	～	25,945	46.1
25,946	～	26,404	46.0
26,405	～	26,872	45.9
26,873	～	27,350	45.8
27,351	～	27,837	45.7
27,838	～	28,334	45.6
28,335	～	28,842	45.5
28,843	～	29,359	45.4
29,360	～	29,887	45.3
29,888	～	30,425	45.2
30,426	～	30,975	45.1
30,976	～	31,535	45.0
31,536	～	32,107	44.9
32,108	～	32,691	44.8
32,692	～	33,286	44.7
33,287	～	33,894	44.6
33,895	～	34,515	44.5
34,516	～	35,148	44.4
35,149	～	35,794	44.3
35,795	～	36,454	44.2
36,455	～	37,127	44.1
37,128	～	37,814	44.0
37,815	～	38,516	43.9
38,517	～	39,232	43.8
39,233	～	39,964	43.7
39,965	～	40,710	43.6
40,711	～	41,473	43.5
41,474	～	42,251	43.4
42,252	～	43,046	43.3
43,047	～	43,858	43.2
43,859	～	44,687	43.1
44,688	～	45,534	43.0
45,535	～	46,398	42.9
46,399	～	47,282	42.8
47,283	～	48,184	42.7
48,185	～	49,106	42.6
49,107	～	50,047	42.5
50,048	～	51,009	42.4
51,010	～	51,991	42.3
51,992	～	52,995	42.2
52,996	～	54,021	42.1
54,022	～	55,069	42.0
55,070	～	56,140	41.9
56,141	～	57,235	41.8
57,236	～	58,354	41.7

別表第2

保守業務諸経费率早見表

A=	b=
162.23	-0.1239

直 接 費			諸経费率 (%)
(千円)より	～	(千円)まで	
58,355	～	59,497	41.6
59,498	～	60,665	41.5
60,666	～	61,859	41.4
61,860	～	63,080	41.3
63,081	～	64,328	41.2
64,329	～	65,604	41.1
65,605	～	66,908	41.0
66,909	～	68,242	40.9
68,243	～	69,605	40.8
69,606	～	70,999	40.7
71,000	～	72,425	40.6
72,426	～	73,882	40.5
73,883	～	75,373	40.4
75,374	～	76,898	40.3
76,899	～	78,458	40.2
78,459	～	80,053	40.1
80,054	～	81,684	40.0
81,685	～	83,354	39.9
83,355	～	85,061	39.8
85,062	～	86,808	39.7
86,809	～	88,596	39.6
88,597	～	90,425	39.5
90,426	～	92,296	39.4
92,297	～	94,211	39.3
94,212	～	96,171	39.2
96,172	～	98,177	39.1
98,178	～		39.0

電気通信施設点検

標準掛表

1. 一般事項

- (1) 本歩掛は、「電気通信施設点検基準(案)」に基づき点検を行う場合の標準歩掛を示すもので、必ずしもすべてについて適用し得るものではなく、実際の運用に当たっては、この標準歩掛を基準にして、次のような諸条件を勘案して歩掛を決定するものとする。
 - ア、点検対象物件の地形及び立地条件
 - イ、点検業務等仕様の内容
 - ウ、その他特殊条件
- (2) 本歩掛は、点検1回当たりの人員である。
- (3) 機器標準仕様書において現用機及び予備機の1組で構成と規定されるものは、現用機及び予備機を標準とし、現用機のみの場合は本歩掛の60%とする。
- (4) 本歩掛には、点検を行う場合に、必要な通常の準備及び跡片づけを含むものとする。
- (5) 対向を必要とする場合は、実状に合わせて、別途算出するものとする。
- (6) 点検における無線局間等の移動時間については、別途積算し、必要な人員を計上するものとする。
- (7) 交通誘導警備員、高所作業車(リフト車)、橋梁点検車、交通誘導用機材が必要な場合は、別途計上するものとする。

ただし、交通誘導用機材については、現場条件又は交通管理者からの指示等で使用する特殊なものに限り計上することとし、発注者と受注者の協議により計上するものとする。

2. 標準歩掛(案)

「電気通信施設点検業務標準歩掛(案)」によるものとする。